

# 【緊急！】消費者トラブル注意報 第16号

## 慌てて契約しないで！ —災害に便乗した悪質な勧誘に注意—

この度の災害において、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

災害後、土砂やがれきの片付け、家屋の修理などに関するトラブルが発生する可能性があります。「安くしておきますよ。」と言い、実際には、後から高額な費用を請求するケースや、「早く工事をしないと大変なことになる。」と不安をあおるような言葉を使い契約させるケースなどが考えられます。

実際に、すでに阿蘇市では、次のような相談が入っています。

### 阿蘇市の相談事例

軽のワゴンに乗った2人の男性が「何か手伝うことはないか。」と訪ねて来た。市からの注意情報※を聞いていた直後だったので、「手は足りているから必要ない。」と言うと、「ボランティアくらいの価格でしてやるのに…」と言いながら帰っていった。

※ 災害に伴い土砂等を片付ける名目で業者が訪問してくる場合が多いことから、阿蘇市消費生活センターがテレビ電話による注意喚起を7月13日14時に行ったもの。

### 【参考】東日本大震災後の相談事例（独立行政法人国民生活センター公表）

**【事例1】**地震で自宅の屋根が壊れ、無料で応急処置をしてくれるという業者を呼んだ。はしごを持ってくるのを忘れたと言ってビニールシートもかけてくれず、「有料の工事が必要だ」と言う。見積書がほしいと依頼したが出してくれず、先に口頭で金額を伝えてほしいと伝えると業者は来なくなってしまった。

**問題点：**「無料で応急処置をする」と勧誘しているにもかかわらず、有料の工事を勧めるという異なる対応をする。

**【事例2】**地震で一部屋根瓦が破損してしまった。地元の業者に頼もうとしたが、依頼が多くて来てもらえない。仕方なく自分で屋根にシートをかけたが、風で飛ばされてしまった。それを見て業者が家にやってきたようだ。「他ではやっていない工事方法だ」と勧められ、約200万円で契約してしまった。その後、インターネットで調べてみたところ、契約した工法は、高額で効果の低いものようだった。解約したい。

**問題点：**事前に詳しい内容を説明されないまま、契約させられる。

（裏面へ続く）

### (1) 訪問販売で契約した場合には、クーリング・オフができる

自宅を訪問され、家屋の修理契約を結んで書面を受け取ってから8日以内の場合であれば、たとえ工事が終わっていても、クーリング・オフによる契約の解除をすることが出来る。クーリング・オフによる解約の場合、無条件解約となるため、解約料等はいらない。

クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合でも、契約書面をもらっていない場合や、契約書面に不備がある場合などは、8日間を過ぎてもクーリング・オフできる可能性がある。

また、勧誘の際に修理の必要性について事実ではないことを説明されている場合にも取り消し出来る可能性がある。

### (2) その場ですぐ契約しない

来訪した業者が適切な工事ができるかどうかは、自宅の状況等をよく見てもらい検討してもらわないと分からない。家屋の修理等の勧誘をされても、直ちに依頼をしないで、業者から説明を聞き、家族などと相談をすること。業者の説明をうのみにせず、複数の業者から見積を取り、十分な検討をしたうえで契約すること。

### (3) 工事内容や契約金額をしっかりと確認する

いつから、どのような工事をするのかの日程等、工事内容をしっかりと確認すること。また、どのような工事にいくら費用がかかるのか、いつ支払うのか、総額いくらかかるのか等の契約内容の見積書を取ったうえでしっかりと確認し、納得のいかない場合には業者に問い合わせてみることを。

### (4) 必要のない場合には、きっぱりと断ること

電話勧誘や訪問販売などで「必要ない」と断った後でも繰り返し勧誘が行われている場合がある。契約が必要ない場合にはきっぱりと断ること。

### (5) トラブルが分かったら、すぐに消費生活センター等に相談する

トラブルにあってることが分かったら、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談する。また、高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲等では特に注意すること。

おかしいなと思った時は、県・市消費生活相談センターまたは町村相談窓口相談を

熊本県消費生活センター      相談電話      096-383-0999  
(相談受付時間 午前9時から午後5時まで)

お問合せは

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 (消費生活センター)

啓発・相談班：古庄、三角

電話：096-333-2308 (ダイヤルイン)      内線：7475